

<p>件 名</p>	<p>亀山市税条例等の一部を改正する条例</p>	<p>財 務 部 納 税 室 税 務 室</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>平成26年度の国税徴収法（昭和34年法律第147号）等の改正では、円滑・適正な納税のための環境整備を図るため、国税の納税の猶予制度の見直しが行われ、これまでの納税者からの申請による納税の猶予及び税務署長の職権による換価の猶予に加え、納税者からの申請による換価の猶予を新設するなどの改正が行われました。</p> <p>このことから、地方税の納税の猶予制度についても見直しが行われ、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）による地方税法の改正の一部が平成28年4月1日に施行されることに伴い、市の条例においても納税の猶予制度について規定する必要があるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>なお、この改正により、市独自の規定ができるよう条例委任事項が設けられていますが、国から条例委任事項に関する基準等が示されていないことから、その内容について県内で調整を図ることを目的に県内14市が集まり検討を行った結果、条例委任事項については国税徴収法等の取扱いに準じた内容とすることとします。</p> <p>また、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年1月1日から市が作成する納付書及び納入書に法人番号を記載することとするため、亀山市税条例の一部を改正しましたが、平成27年10月2日付け総務省通知により、市が作成する納付書及び納入書には原則法人番号を記載しないこととされたため、亀山市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第26号）について、併せて所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>第1条関係</p> <p>【徴収猶予関係】</p> <p>（1）徴収猶予に係る分割納付については、猶予する期間内の各月（やむを得ない事情があると認めるときは指定する月）に分割して納付するものとし</p>		

ます。また、分割して納付する、それぞれの納付期限や納付金額などを定めたときは、それらを徴収猶予を受けた者に通知しなければならないこととします。 <新第5条の2関係>

(2) 徴収猶予の申請手続等に関し条例で定める必要がある事項等について定めることとします。 <新第5条の3関係>

ア 徴収猶予及び猶予の延長の申請に必要な記載事項及び書類について整備を行います。

イ 徴収猶予にあたって担保の提供を必要としない場合の滞納額を100万円以下、猶予期間を3か月以内とします。

ウ 徴収猶予の申請書類及び添付書類に不備がある場合に訂正等を行わなければならない期限は、通知を受けた日から20日以内とします。

エ 地方税法に定めるもののほか、徴収猶予及び猶予の延長を認めないことができる場合は、財産状況等からみて猶予が適当でないとして市長が判断した場合とします。

(3) 新たに滞納となったときに徴収猶予を取り消すことができる債権の種類は、地方自治法第240条第1項に規定する債権(全ての金銭債権)とします。 <新第5条の4関係>

【職権による換価の猶予関係】

(4) 職権による換価の猶予について定めることとします。

<新第5条の5関係>

ア 換価の猶予に係る分割納付については、猶予する期間内の各月(やむを得ない事情があると認めるときは指定する月)に分割して納付するものとします。また、その他の分割納付に関する取扱いについては徴収猶予の規定を準用します。

イ 換価の猶予及び猶予の延長の申請に必要な記載事項及び書類について整備を行います。

ウ 新たに滞納となったときに徴収猶予を取り消すことができる債権の種類は、地方自治法第240条第1項に規定する債権(全ての金銭債権)とします。

【申請による換価の猶予関係】

(5) 申請による換価の猶予について定めることとします。

<新第5条の6関係>

- ア 申請による換価の猶予の申請期限を納期限から6か月以内とします。
- イ 他に滞納が存する場合に換価の猶予を認めないことになる債権の種類を地方自治法第240条第1項に規定する債権(全ての金銭債権)とします。
- ウ 地方税法で定めるもののほか、滞納者の状況により換価の猶予を適用しない場合は、財産状況等からみて猶予が適当でないと市長が判断した場合とします。
- エ 換価の猶予に伴う分割納付については、猶予する期間内の各月(やむを得ない事情があると認めるときは指定する月)に分割して納付するものとします。
- オ 換価の猶予及び猶予の延長の申請に必要な記載事項及び書類について整備を行います。
- カ 換価の猶予の申請書類及び添付書類に不備がある場合に訂正等を行わなければならない期限は、通知を受けた日から20日以内とします。
- キ 地方税法で定めるもののほか、換価の猶予及び猶予の延長を認めないことができる場合は、財産状況等からみて猶予が適当でないと市長が判断した場合とします。
- ク 新たに滞納となったときに換価の猶予を取り消すことができる債権の種類は、地方自治法第240条第1項に規定する債権(全ての金銭債権)とします。

(6) 換価の猶予にあたって担保の提供を必要としない場合の滞納額を100万円以下、猶予期間を3か月以内とします。 <新第5条の7関係>

第2条関係

(1) 市が作成する納付書及び納入書には法人番号を記載しないこととします。

<平成27年改正条例第2条関係>

(2) 各税目ごとの規定について、「法人番号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する法人番号」と

する等の整備を行います。

<平成27年改正条例第26条、第69条、第96条、第125条、第139条及び改正附則第1条関係>

3 その他

第1条関係

施行日は、平成28年4月1日とします。

第2条関係

施行日は、公布の日とします。

(参考)

換価の猶予とは、すでに差し押さえされている財産、あるいは今後差し押さえの対象となりうる財産の換価処分（公売等）を、一定の要件に該当した場合に猶予し、分納を認めるという制度です。

亀山市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 22 日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第 42 号

亀山市税条例等の一部を改正する条例

(亀山市税条例の一部改正)

第 1 条 亀山市税条例 (平成 17 年亀山市条例第 50 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 6 条を加える。

(徴収猶予に係る分割納付又は分割納入の方法及び通知)

第 5 条の 2 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。) 第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予する期間内の各月 (市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月。) に分割して納付、又は納入させるものとする。

2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予 (以下この節において「徴収の猶予」という。) 又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長 (次項及び第 4 項において「徴収の猶予期間の延長」という。) に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又

は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等に関し条例で定める事項等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶

- 予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- (7) 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号
- (8) その他市長が必要と認める事項
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第8号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に

掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第 1 項第 5 号から第 8 号までに掲げる事項

6 法第 1 5 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 4 号及び第 5 号に掲げる書類とする。

7 法第 1 5 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間は、2 0 日とする。

8 法第 1 5 条の 2 第 9 項第 4 号に規定する条例で定める場合は、市長が徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長を受けようとする者の財産の状況その他事情からみて猶予及び猶予期間の延長が適当でないとは判断した場合とする。

(滞納することにより徴収猶予の取消しの事由となる当該徴収猶予に係る徴収金以外の債権)

第 5 条の 4 法第 1 5 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する条例で定める債権は、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 0 条第 1 項に規定する債権とする。

(職権による換価の猶予)

第 5 条の 5 法第 1 5 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 1 5 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額 (その納付又は納入を困難とする金額として令第 6 条の 9 の 3 で定める額を限度とする。) をその猶予する期間内の各月 (市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月。) に分割して納付、又は納入させるものとする。

2 第 5 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、法第 1 5 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 1 5 条第 3 項又は第 5

項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第5条の3第2項第2号から第5号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

4 法第15条の5の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、地方自治法第240条第1項に規定する債権とする。

(申請による換価の猶予)

第5条の6 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める債権は、地方自治法第240条第1項に規定する債権とする。

3 法第15条の6第2項に規定する条例で定める場合は、市長が換価の猶予を受けようとする者の財産の状況その他事情からみて猶予が適当でないとは判断した場合とする。

4 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額(その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3で定める額を限度とする。)をその猶予する期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月。)に分割して納付、又は納入させるものとする。

5 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

6 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業

の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第 5 条の 3 第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号から第 8 号までに掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

7 法第 15 条の 6 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、第 5 条の 3 第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる書類とする。

8 法第 15 条の 6 の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第 5 条の 3 第 1 項第 6 号から第 8 号までに掲げる事項

(2) 第 5 条の 3 第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項

(3) 第 6 項第 3 号に掲げる事項

9 法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する期間は、20 日とする。

10 法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 15 条の 2 第 9 項第 4 号に規定する場合は、市長が換価の猶予及び換価の猶予期間の延長を受けようとする者の財産の状況その他事情からみて猶予及び猶予期間の延長が適当でないとは判断した場合とする。

11 法第 15 条の 6 の 3 第 2 項の規定において読み替えて準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する条例で定める債権は、地方自治法第 240 条第 1 項に規定する債権とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第 5 条の 7 法第 16 条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が 100 万円以下である場合、猶予期間が 3 月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第 6 条中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第12条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

（亀山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 亀山市税条例等の一部を改正する条例（平成27年亀山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち亀山市税条例第2条第2号及び第3号の改正規定を削り、同条例第26条第7項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加え、同条例第69条第1項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第96条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「）又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第125条第2項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第139条第1号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号において同じ。」を、「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第1号中「第2条第2号及び第3号、」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の亀山市税条例（以下「新条例」という。）第5条の2から第5条の4まで及び第5条の7（地方税

法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

- 2 新条例第5条の5及び第5条の7（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第5条の6条及び第5条の7（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。